

今井町内檀原市所管施設（旧米谷家住宅除く）の撮影許可申請及び撮影行為の注意事項

檀原市所管施設（旧米谷家住宅除く）において、建物（外観、内観）や展示物・資料等を撮影し、TV やインターネット上などで放映する、または書籍・雑誌・企業ホームページなどへの掲載（商用目的）を行う場合、檀原市の許可が必要です。

記入例を参考に撮影等許可申請書のご提出をお願いします。

※撮影の際は掲載された許可条件等について了解いただいたものとして対応いたしますのでご注意ください。

【撮影行為時の注意事項】

○対象施設

- ・今井まちや館（見学施設、貸館施設）
- ・今井景観支援センター（見学施設）
- ・今井まちや館別館（貸館施設）
- ・今井まちづくりセンター（貸館施設）
- ・今井つどい館もより（展示便益施設）
- ・旧北町生活広場
- ・南町生活広場
- ・旧西町生活広場
- ・中町筋生活広場

○撮影可能な時間帯

※施設によって異なります。（建物内部の撮影） ※図 1 参照

●今井まちや館、今井景観支援センター

- ・平日のみ（12月25日～1月5日除く）
- ・午前9時～午前11時30分、13時～16時30分

●今井まちや館別館

- ・貸室利用がない日。
- ・午前9時～午後17時（年末年始除く）

●今井まちづくりセンター

- ・貸室利用がない日
- ・午前9時～午後17時

●上記以外の施設（各生活広場）

- ・9時～17時（年末年始除く）

必ず時間内で撮影を終了してください。

※外観のみの場合、時間制限なし

○撮影時の注意事項、館内での注意事項

●今井まちや館、今井景観支援センターの注意事項

- ・見学施設撮影時は施設係員の指示に従ってください。
- ・交付した許可書の携帯及び施設係員への提示をしてください。

- ・撮影時他の見学者の入場及び見学規制はできません。
- ・他の見学者の迷惑にならないように撮影のご配慮をお願いします。
- ・玄関入口での長時間の撮影、出入りや通行を妨げる撮影はしないでください。
- ・室内撮影には三脚は使用しないでください。
- ・フラッシュ撮影はご遠慮ください。
- ・撮影場所にもものを持ち込む場合は、必ず今井町並保存整備事務所に事前に説明を行い、終了後は原状回復を行ってください。
- ・展示物、置物、備品等には触らないでください。
- ・撮影で必要なものはすべて撮影者側でご用意ください。
- ・敷地内、施設内での飲食喫煙はできません。
- ・アルコール飲料を摂取しての入館はご遠慮ください。
- ・大きな荷物は持ち込まず、リュックサックは背中から外してください。
- ・ハイヒールなど三和土^{たたく}に穴をあける恐れがある靴での入館はご遠慮ください。
- 今井まちや館別館、今井まちづくりセンター
 - ・建物内観撮影の場合は、別途貸室許可申請書の提出及び貸室利用料金が必要です。
 - ・外観のみの場合は貸室の許可申請書の提出は不要です。
- 上記以外の施設の注意点
 - ・他のご利用者がいる場合はご配慮をお願いします。

これらの諸注意事項が守られない場合は撮影当日であっても許可を取り消し、撮影行為をお断りする場合があります。

以上撮影行為時の注意事項について了解いただける場合は下記申請手続きの要項に沿って申請してください。

【申請手続きについて】

○申請書作成について

- ・撮影の日時や詳細が決定した後に申請書を提出してください。
撮影をするか未定、日時未定の場合などは受付いたしません。
 - ・申請書は本件の責任者の名前で、所属団体と住所を記入してください。
 - ・連絡先は撮影当日連絡可能な現場責任者の携帯番号を必ず記入してください。
 - ・申請書を提出後、日時の変更・撮影施設の変更または追加、など申請書と異なる場合は再度申請書を提出してください。日時を変更する場合においても撮影予定日からの提出期限は守ってください、提出期限過ぎての申請は受け付けませんので余裕をもって撮影予定日を決定してください。
 - ・雨天等で撮影日を変更する時は予備日を設定しておいてください。
- 申請書の段階で予備日を設定していない場合は撮影日を振替えることはできませんので、再申請書を提出し、許可をとってください。その際期限は守って下さい。

○提出書類と提出方法、提出期限

1. **使用許可申請書**（PDF 又は Word） 檀原市 HP にある様式
2. **企画書**（概要説明書。撮影趣旨、撮影当日の工程、撮影関係者の人数、撮影方法、撮影所要時間等）

※企画内容が不明瞭もしくは注意事項の欠如等許可判断が十分にできないと判断した場合再提出を求める場合があります。

3. 掲載予定の媒体についての資料

上記書類をまとめてメール又は事務所まで直接提出してください。

- ・申請書に対して、審査後に許可証を発行しますので、**7 営業日前**までには申請をお願いします。

申請書を提出後、日時の変更・撮影施設の変更または追加、など申請内容が申請書と異なる場合は再度申請書を提出してください。申請書の提出が期限を過ぎている場合受付できませんのでご注意ください。申請書の再提出や修正がある場合でも同様です。

○許可について

- ・許可証はメール又は事務所にて手渡しします。
- ・最終的な許可判断は申請書提出後に行いますので許可書が発行されるまでは活動を実施しないでください。

○その他注意事項

- ・許可書発行後に変更が発生、キャンセルが発生した場合は速やかに今井町並保存整備事務所まで連絡してください。
- ・当日の撮影者が申請者と異なる場合は注意事項を必ず共有してください。

○問い合わせ先、提出先

橿原市役所 今井町並保存整備事務所 （平日 9 時～17 時）

〒634-0064

奈良県橿原市今井町 1－10－9

0744－29－7815

メールアドレスは電話にてお伝えしています。

図 1

撮影可能時間帯		施設・建物 内部 の撮影を含む場合			施設・建物 外観のみ の場合	
見学施設						
重要文化財旧米谷家住宅		開館日のうち 平日のみ	9：00～11：30 13：00～16：30		終日	
今井景観支援センター						
今井まちや館						
貸室施設		※別途、貸室使用許可申請書必要、貸室利用料金の支払いも必要。			申請書不要	
			平日	土日祝	終日	
今井まちや館別館		開館日のみ	9：00～12：00 18：00～21：00	9：00～21：00		
今井まちづくりセンター			9：00～17：00	9：00～17：00		
その他施設						
今井つどい館もより		開館日のみ	9：00～16：30		終日	
各生活広場（中町、旧北町、旧西町）						
各生活広場（南町）		常時	終日			

開館日は橿原市まちなみ交流センターの管理運営に関する規則の規定による。